

公募型プロポーザル方式 対象案件に関する質問・回答

工事名	レイクリゾート構想基本方針（仮）策定業務
箇所名	白樺高原及び蓼科高原
掲示日	令和6年4月1日
回答者	長野県建設部都市・まちづくり課

NO	質問事項	回 答
1	<p>様式1号「公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について」における記載内容について質問いたします。「1業務の概要（5）業務内容 イ（仮称）レイクリゾートデザイン調整会議の運営補助」において、「（3）に掲げる観点に対応した分野別の2部会を3回ずつ」とありますが、観点の記載があるのは、1ページ目「（3）業務の目的」と理解してよろしいでしょうか。あるいは、2ページ目（5）ウの観点のご想定でしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、1（5）ウ 基本方針の作成に掲げる観点を想定しています。掲示の記載に誤りがあり申し訳ありませんでした。</p>
2	<p>技術提案を求める具体的内容のうち、テーマ3について質問いたします。「アイデア」の提案ということですが、提案内容について、本業務内で受注者が実施するものでしょうか。あるいは、本業務における提案に基づき、次年度以降に地元事業者等又は受注者により実施するものでしょうか。</p>	<p>テーマ3については、提案内容を本業務内で受注者が実施する必要はありません。</p>